令和７年５月３０日

内閣総理大臣　石　破　　茂　　殿
衆議院議長　　額　賀　　福志郎　殿
参議院議長　　関　口　　昌　一　殿
財務大臣　　加　藤　　勝　信　殿
総務大臣　　村　上　　誠一郎　殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）　伊　東　　良　孝　殿
消費者庁長官　新　井　　ゆたか　殿

徳島弁護士会
会長　坂　田　知　範

国による地方消費者行政への財政支援の継続を求める意見書

第１　意見の趣旨

当会は、国に対し、重要性を増す地方消費者行政のより一層の強化のために、次のことを要請する。

１　消費生活相談員の人件費にも充てることのできる地方消費者行政に対する交付金等の財政支援を令和８年度以降も継続すること。

２　ＰＩＯ―ＮＥＴの刷新及び消費生活相談のデジタル化において生じる設備導入及び運営等の経費を全て負担すること。

３　地方公共団体が実施する消費者行政に係る事務のうち、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものについて、地方財政法第１０条を改正して、恒常的にその経費の全部又は相当部分について負担すること。

第２　意見の理由

１　地方消費者行政を取り巻く状況

令和６年版消費者白書によると、令和５年度の全国の消費生活相談件数は９０．９万件と前年度より３万件以上増加し、消費者被害・トラブルによる被害額の推計も約８．８兆円と前年度より２兆円以上増加した。消費生活相談の３０．５％で６５歳以上の高齢者が契約当事者となっており、被害態様の多様化、手口の巧妙化も見られる。

徳島県においても、令和５年度の消費生活相談件数は６４１８件と前年度を約１４０件上回った。

このように消費者被害の深刻化、高度化が進む現状においては、アクセスのしやすい地方公共団体の相談窓口や、消費者被害を未然に防ぐ啓蒙・教育活動等の地方消費者行政は、より一層その重要性を増している。

しかし、かかる状況の中、平成２１年の消費者庁創設以来継続して行われてきた国による地方消費者行政への財政支援が、令和７年度末をもって終了しようとしている。

すなわち、国は、平成２１年度より、地方消費者行政の強化に向けた交付金（平成２１年度からは地方消費者行政活性化交付金、平成２４年度からは地方消費者行政推進交付金、平成２８年度からは現行の地方消費者行政強化交付金。以下「交付金」という。）を交付してきたが、かかる交付金の交付が、令和７年度末をもって、一部の例外的措置を除き終了となるのである。

２　交付金の延長の必要性（意見の趣旨第１項）

国の財政支援が途切れると、多くの地方公共団体において、従前どおりの消費者被害防止対策事業を維持することができず、地方消費者行政が後退又は縮小するおそれがある。特に、自主財源が確保できていない自治体についてかかる懸念は大きい。

令和６年度地方消費者行政の現況調査によると、地方自治体の自主財源は年々増加しているが、未だに多くの地方公共団体において交付金が消費者行政予算の大きな割合を占め、徳島県内の市町村については交付金が消費者行政予算の半分以上を占めている。そのため、交付金制度の終了により、徳島県内の市町村を含む多くの地方公共団体が、少なからぬ消費者行政の後退又は縮小を余儀なくされるおそれが大いにあるのである。

とりわけ、交付金は消費生活相談員の人件費に充てることができるため、相談窓口体制は交付金によって下支えされてきたといえる。かかる交付金制度の終了は、消費生活相談員の任用を困難とし、専門的な相談窓口体制の縮小又は終了を招き得るのである。

地方公共団体の相談窓口が失われれば、個々の消費者被害の救済の道が大きく閉ざされる上、全国の消費生活相談情報の集約数は低下し、国全体の消費者施策の低下も招く。

そこで、少なくとも多くの地方公共団体で自主財源が十分確保できていない現状においては、国の地方消費者行政への財政支援は継続されるべきである。

３　ＰＩＯ－ＮＥＴの刷新及び消費生活相談のデジタル化における費用負担の必要性（意見の趣旨第２項）

消費者庁は、全国消費生活情報ネットワークシステム（ＰＩＯ－ＮＥＴ）を刷新し、消費生活相談のデジタル化を進めている。

かかるシステムの改革により、従前は国において負担していた費用の一部が地方公共団体の負担となることが予定されている。すなわち、従前はＰＩＯ－ＮＥＴの専用端末が国から貸与され、通信費、保守費用も含めて国が負担していたところ、新システムの導入後は、端末の設備費用や通信費、保守費等は地方公共団体の負担となることが予定されているのである。

かかる費用負担の増大は、地方消費者行政が限られた財源の中で賄われていることに照らすと、他の消費者被害対策事業に少なからぬ影響を与えるおそれがあり、地方消費者行政の後退・縮小の一因となる可能性が高い。

また、ＰＩＯ－ＮＥＴの利用に係る費用の一部を地方公共団体の負担とすれば、必ずしも全ての地方公共団体により新システムが導入されるとは限らず、全国の消費生活相談情報を一元的に集約し国の消費者行政施策に活用する仕組み全体の機能低下も招きかねない。

そこで、新システムの導入や消費生活相談のデジタル化に係る費用は、全て国が負担するべきである。

４　国の事務の性質を有する消費者行政事務に係る費用に対する恒久的財政負担の必要性（意見の趣旨第３項）

地方財政法第１０条は、「地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であって、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。」として、全国的に影響する事項や地域格差を解消し最低限の水準を確保すべき事項を各号に列挙しているところ、現在、消費者行政に係る事務はこれに含まれていない。

しかし、国には、消費者の権利の尊重等の基本理念に則り、消費者施策を推進すべき責務があるところ（消費者基本法第３条）、消費生活相談情報をＰＩＯ－ＮＥＴに登録する事務、重大事故情報の通知事務、悪質業者・違反業者に対する行政処分を行う事務等は、それらによって得られた情報が国の立法政策や法執行の根拠とされる。そのため、これらの事務は、国の担う消費者施策に直接繋がるものであり、国と地方公共団体相互の利害に関係するといえる。

また、国民の消費生活の安全は、全国どこに住んでいても確保されるべきものであるから、消費者被害の防止・救済のための消費者施策は、地域格差を解消して最低限の水準を確保すべき事項である。

このように、地方公共団体の担う消費者行政事務の中には、国と地方公共団体相互の利害に関係し、かつ地域格差を解消して最低限の水準を確保すべきものが少なからず存在するところ、かかる事務については国が進んで経費を負担すべきである。

そこで、かかる消費者行政事務（例えば、消費生活相談、ＰＩＯ－ＮＥＴ登録事務、重大事故情報の国への通知、法令違反業者に対する行政処分等）については、地方財政法第１０条を改正し、国が恒久的にその経費の全部又は相当部分について財政負担を行うものと位置付けるべきである。

以上